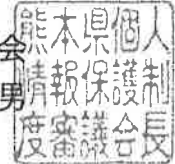


個審議答申第58号
平成27年8月14日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成27年7月24日付け県情文第271号で諮問のあった下記1については、熊本県個人情報保護条例第35条第2項第3号の規定に基づき、下記2のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について

2 判断

適当であると判断する。